6月1日(水)から

全・創造することにより、誰もが快適に過ごすことができる美し いまちを築いていきましょう。 富士山の玄関口に位置するまちとして、快適な生活環境を保

「富士市マナー条例」とは

正式名称

できる美しいまちづくりの推進に関す 「富士市誰もが快適に過ごすことが

◆「富士市マナー条例」は、市民などの 投票により決定した愛称です。

訪れたい」と感じる魅力に満ちた美し いまちづくりを推進すること 誰もが「永く住み続けたい」「何度も

基本理念

ちづくりを推進します。 次の事項を基本理念とし、 美しいま

- ●快適な生活環境の保全に係る、 べき規範意識を身につけること 誇る
- ●本市に愛着を持ち、周囲の人々を思 いやる心を育むこと
- ●市・市民・事業者・来訪者がそれぞ 携のもと、協働して行うこと れの役割を認識し、相互の理解と連

快適な生活環境を築くための責務

市

快適な生活環境の保全と創造に係る 啓発、支援、 推進します その他の必要な施策を

市民

地域(自宅・勤務先・学校周辺)の 美化に努めましょう

事業者

●事業活動を行う地域の 美化に努めましょう



来訪者

● 快適な生活環境の保全に努めましょう

「保全」と「創造」

ださい。 を展開していきますので、ご協力く にするという「創造」の観点から施策 いう「保全」の観点と、まちをきれい まちを汚さない、マナーを守ると

禁止事項

ボイ捨て禁止

のポイ捨てをしてはいけません。ごみ 箱に捨てるか、家に持ち帰りましょう。 公共の場所や他人の土地では、ごみ

【対象になるごみ】

ペットボトル、食べ物の容器、 し、雑誌やチラシ類など。 たばこの吸い殻、紙くず、 缶 食べ残 瓶

ふん放置禁止

処分しましょう。 ふんは袋などに入れ、 犬などのふんを放置してはいけません。 公共の場所や他人の土地では、飼い 家に持ち帰って

※この条例における「公共の場所」と 公共の用途に役立てる場所のこと。 は、道路や公園、広場など、屋外の

禁止行為を確認した場合

善されない場合)。 の違反事実を公表する場合があります (指導・勧告・措置命令によっても改 違反者の住所、氏名、違反内容など

公共の場所での喫煙マナー

- 他人の身体や持ち物、 えないよう配慮し 響または被害を与 衣類などに影
- ●歩行中または自転 しないようにしま 車乗車中は、 喫煙

ましょう

しょう





ましょう

回収容器の設置

動販売機を含む)は、回収容器を設置 因になり得るものを販売する場合(自 吸い殻や空き缶などのポイ捨ての原 適正に管理しましょう。





問い合わせ

環境総務課 **数**(55)2901 **國(5)0522**